

福井市道路構造条例の運用について

福井市道路構造条例で定めたもののうち、市独自規定以外の取扱いは、これまでと同様に「社団法人日本道路協会 道路構造令の解説と運用」によることとする。

福井市の独自規定について（第15条 植樹帯）

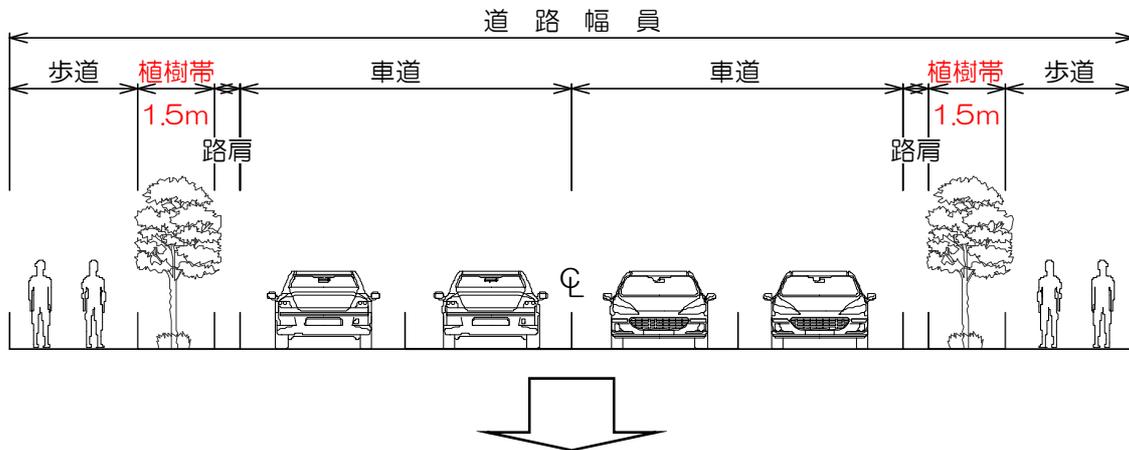
第4種第1、2級（都市部）の交通量の多い道路では、植樹帯の設置が必要である。しかし、地形の状況だけでなく沿道の土地利用状況や交通状況、また、その路線の存する地域特性等を勘案したうえで、植樹帯設置の必要性を判断する。

条例と道路構造令の比較

福井市道路構造条例（抜粋）	道路構造令（抜粋）
<p>（植樹帯）</p> <p>第15条 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、当該道路の存する地域、沿道の土地利用及び交通の状況等を勘案して必要がないと認められる場合、又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>	<p>（植樹帯）</p> <p>第十一条の四 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p>

道路構造令

第4種1級または2級の道路については、植樹帯を設ける。



福井市道路構造条例

沿道の土地利用、地域の状況等に合わせ植樹帯について柔軟に対応する。

